

コーポレート・ガバナンス、会計に関する国際的な動向 ～バーゼル委における議論を中心に～

金融機構局 福澤恵二

Bank of Japan Review

2006年7月

近年、コーポレート・ガバナンスおよび会計の分野では国際的に大きな変化が見られる。両者はともに、健全な銀行経営ひいては金融システムの安定に影響を及ぼしうる動きである。こうした観点から、バーゼル銀行監督委員会では、本年、健全なガバナンスの原則と、金融商品の会計基準を適用するうえで求められる適切なリスク管理について、銀行を対象としたガイダンス（指針）・ペーパーをそれぞれ公表している。銀行および当局は、健全なガバナンス実務や適切な会計基準のあり方について継続的に検討、対応していく必要がある。

はじめに

13 カ国の中央銀行および銀行監督当局をメンバーとするバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、国際金融システムの安定確保に向けて様々な角度から銀行監督上の課題に取り組んでいる。自己資本比率規制（いわゆる BIS 規制）の策定はこうした取り組みのひとつとして広く知られているが、バーゼル委ではそれ以外にもリスク管理やコーポレート・ガバナンス、会計などについても幅広く議論している。本稿では、コーポレート・ガバナンスと会計に焦点を当てて、バーゼル委の問題意識と最近の取り組みについて紹介する。

コーポレート・ガバナンスに対する意識の高まりと会計の枠組みの変化

金融市場を取り巻く環境の中で、近年大きな変化が見られる分野として、コーポレート・ガバナンスと会計があげられよう。

ガバナンスについては、企業がその目標を達成するうえで最適な組織、体制はいかにあるべきかという観点から多くの議論がなされてきた。とくに、最近では、2001年のエンロン事件（会計情報の不正操作）に代表されるような問題事例が相次いだことを受けて、そうした企業不祥事を防止するチェック体制としてのガバナンスの役

割がより意識されたこともあって、国際的な議論が一段と活発化することとなった。こうした流れのなかで、例えば、米国では、企業改革法（Sarbanes-Oxley Act）のような法律上の対応が行われたほか、国際的な組織では、OECD（経済協力開発機構）が既存の「OECD コーポレート・ガバナンス原則」を見直すなどの動きを通じてガバナンスの向上を訴えている。また、わが国で本年5月から施行された会社法においても、取締役会など機関設計の柔軟化による組織デザインの多様化や、内部統制の整備による健全性の確保など、近年の国際的なガバナンスに関する議論が反映されている（図表1）。

一方、会計の世界では、企業のグローバルな活動が一段と広がりを見せる中で、各国による共通基準の採用および基準間の差異縮小に向けた流れが加速している。2005年1月から、EU域内の上場企業の連結財務諸表に対して、IASB¹（国際会計基準審議会）が作成する会計基準であるIFRS²（国際財務報告基準）が採用されたほか、その他多くの国でもIFRSが採用（あるいは採用が予定）されている。また、米国の会計基準設定主体であるFASB³（米国財務会計基準審議会）とIASBの間では、2002年の基本合意（通称ノーワーク合意）を経て、両者の基準の差異縮小を目指すコンバージェンス（収斂）プロジェクトが進展して

いる⁴。このほか、日本の企業会計基準委員会とIASBの間でもコンバージェンスに向けた共同プロジェクトが進められているほか、日米の定期協議も行われている。このように、IFRSの利用地域が拡大する動きと、日米欧の会計基準のコンバージェンスに向けた動きが同時並行的に進んでいる。

なお、株主、債権者をはじめとする企業の利害関係者に提供される会計情報の正確性をいかに担保するかという観点を含めてガバナンスのあり方が議論されている一方で、利害関係者に正確な会計情報が提供されることは、経営陣に対する外部からのチェックが働くための前提条件でもある。この意味で、ガバナンスと会計の問題は相互に密接に関係していると言えよう。

バーゼル委の問題意識

バーゼル委は、コーポレート・ガバナンスや会計制度が、健全な銀行経営ひいては金融システムの安定を下支えするものと考えている。

まずガバナンスについてみると、リスク管理が健全な銀行経営にとって重要であることは言うまでもないが、実効性のあるリスク管理のためには、内部統制の整備および運用、また、そうした体制整備に対する経営陣の十分な関与など、様々なレベルでのチェック・アンド・バランスを通じてガバナンスが十分に機能していなければならない。

有効なガバナンス体制は、銀行自身が業務の規模や業務内容に伴うリスク特性などを考慮しながら自ら確立すべき性格のものである。したがって、当局の役割は、自らがガバナンスの主役になることではなく、あくまで銀行のガバナンス

体制を検証、評価することを通じてその強化を促すところにある。もちろん、健全なガバナンスの実現は銀行に限らず企業一般に共通の課題である。しかし、銀行の場合、その経営動向は金融システムを通じて経済全体に影響を及ぼす可能性がある。このほか、適切なガバナンスが機能していることは、「リスク管理を含めて健全な経営が行われている銀行」との評価を通じて、預金者を含む市場の信認を維持し、高めていくうえでも大切である。こうした理由から、バーゼル委は銀行におけるガバナンスの役割を特に重要視している。

次に、会計について金融システムの安定という観点から考えた場合、銀行に対して有効な市場規律が働くためには、市場参加者に提供される財務情報が銀行の経営実態を適切に反映していることが必要である。また、会計基準と銀行行動の関係、例えばリスク管理を含めた銀行の経営実態と会計上の姿にズレが生じることが銀行行動を歪める可能性も重要な論点となる。保有資産、負債の大半を貸出金、有価証券、預金などの金融商品で占める銀行にとって、日本でいう「時価」に相当する「公正価値」(fair value)による評価の範囲や、貸出金の引当方法などを定める金融商品の会計基準は、これらの観点から特に重要性が高い。

金融商品の会計基準に関する最近の国際的な議論の流れをみると、公正価値の利用範囲を拡大する方向で議論が進められている。例えば、IASBが金融商品の扱いを定めた基準(IAS39)には、公正価値会計⁵を部分的に選択適用できる公正価値オプション⁶(FV0)と呼ばれる仕組みが導入されている。また、IASBとFASBは、金融商品の会計基準が中長期的に目指すべき方向として公正

【図表1】ガバナンスに関する各国・地域における対応など

各国・地域における主な対応	国際機関によるガイダンスなど
<ul style="list-style-type: none"> ● 企業改革法(SOX法)(米:2002) <ul style="list-style-type: none"> ✓ PCAOB(公開会社会計監視委員会)の設立 ✓ 経営陣による財務報告の内部統制の評価および外部監査人による監査 ✓ 経営陣による財務諸表の正確性の宣誓 ● 法定監査に関する指令(Directive on Statutory Audit)(EU:2006) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上場会社等への監査委員会の設置 ✓ 国際監査基準の適用 ● 会社法(日:2005) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部統制システムの構築と開示 ✓ 機関設計の柔軟化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「Insurance Core Principles on Corporate Governance」(IAIS<保険監督者国際機構>:2004) <ul style="list-style-type: none"> ✓ ガバナンスに関する既存の指針を整理、再編集 ● 「OECDコーポレート・ガバナンス原則」の改訂(OECD:2004) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 99年に公表したガバナンス原則を改訂 ● 「Report on Strengthening Capital Markets Against Financial Fraud」(IOSCO<証券監督者国際機構>:2005) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存の規制を再検証するとともに、今後の行動計画を提示 ● 「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」の改訂(バーゼル委:2006) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 99年に公表したガバナンスの指針を改訂

価値会計が望ましいとの考え方を明らかにしている⁷。バーゼル委では、銀行経営ひいては金融システムの安定に影響を与え得るこうした議論に高い関心を有しており、様々な機会をとらえてIASBと意見交換を行っている⁸（【BOX】を参照）。

なお、ガバナンスおよび会計の論点は、銀行の自己資本比率規制（BIS規制）とも関係している。例えば、日本では2007年3月末（一部の手法は2008年3月末）から適用が予定されているバーゼル（新BIS規制）においては、所要自己資本を計算するうえで、銀行自らが算出した推計値（債務者の倒産確率など）を規制上も活用する手法（内部格付手法）が新たに用意されている。このため、内部統制を含めたガバナンスが銀行内で有効に機能していることは、適切ナリスク管理を通じて銀行の推計値の妥当性を確保するうえで特に重要な要素と認識されている。また、バーゼルでは、第2の柱と呼ばれる枠組み⁹の中で、バーゼル委がこれまでに公表したリスク管理などに関する20近くの指針で示した原則や健全な実務への包括的な対応を求めており、今般改訂したガバナンスに関する指針（後述）もその中に含まれている。

このほか、自己資本比率規制は、分子（自己資本）の計算において会計上の資本（資本金と剰余金）を基礎としているため、例えば、何をもちて会計上の利益（剰余金）とするかは基本的に自己資本比率にも影響を与えることになる¹⁰。

バーゼル委の最近の取り組み

バーゼル委では、こうした問題意識のもと、コーポレート・ガバナンスおよび会計に関していくつかのガイダンス（指針）・ペーパーを最近公表し、銀行との意見交換や関係者への働きかけを行っている。

「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」

バーゼル委は、銀行における健全なガバナンスのための原則を指針のかたちでまとめた「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」を2006年2月に公表した¹¹。

指針では、健全なガバナンスの原則として、主に取締役会および部門長などの上級管理職を

対象に8つの原則（図表2）を提示しているほか、当局が銀行のガバナンスを評価するための指針を提供している。

【図表2】

<健全なコーポレート・ガバナンスのための8つの原則>

1. 取締役は、職責に相応しい資質を有し、コーポレート・ガバナンスにおける自らの役割を明確に理解し、銀行の事業に関して健全な判断を下す能力を有すべきである。
2. 取締役会は、銀行の戦略的目標と企業の価値基準（corporate value）を承認、監督し、銀行組織全体に周知すべきである。
3. 取締役会は、組織全体を通じて責任とアカウンタビリティ（説明責任）が明確となるような体制を整備し、実施すべきである。
4. 取締役会は、取締役会の方針と整合的な、上級管理職による適切な監視を確保すべきである。
5. 取締役会と上級管理職は、内部監査機能、外部監査人、および内部コントロール機能が行った仕事を有効に活用すべきである。
6. 取締役会は、報酬に関する方針と実務が、銀行の企業文化、長期の目標・戦略、および管理環境と整合的であることを確保すべきである。
7. 銀行は、透明な手法で統治されるべきである。
8. 取締役会および上級管理職は、銀行が透明性を阻害する法域で、あるいは透明性を阻害する構造を通じて業務を行っている場合を含め、銀行の業務構造を理解しているべきである（すなわち、know-your-structure）

より具体的には、まず、最近の不祥事や破綻事例からの教訓も踏まえつつ、利益相反問題への適切な対応の必要性や、独立した取締役¹²、内部・外部監査人が果たすべき役割が強調されている。また、国際的に金融機関の経営統合が進む中、銀行が単体ではなく、より大きな金融グループの一員として存在する場合に生じる追加的な論点も新たに提示されている。例えば、グループ内の他の会社との間で利益相反を回避することや、グループ内の取引における取引価格（貸出の利率や手数料など）の妥当性・透明性を確保することなどを求めている。さらに、グループ全体としての業務の効率性を優先する結果として、銀行単体として本来有すべきチェック機能が疎かにならないように注意を喚起している（例えば、グローバルな業務ラインごとの収益目標が過度に重視される結果、法人単位での現地の法令遵守などが軽視されるケース）。

このほか、銀行業務が高度化していく過程では、業務や取引の内容および利用される金融技術

が多様化・複雑化することになる。この結果として業務の適法性や妥当性などのチェックが組織内部で及びにくくなってしまうと、思わぬかたちで財務、法律あるいはレピュテーション（評判）上のリスクを負う可能性がある。このため、ペーパーでは、銀行がオフショア市場や特別目的会社（SPC）を利用する場合などを念頭に、業務や取引の全体像および付随する様々なリスクを十分に理解し、管理することを取締役会に求める「know-your-structure」と称される指針が追加されている。

「銀行による金融商品への公正価値オプションの利用に関する監督上のガイダンス」および「貸出金の健全な信用リスク評価」

会計の分野では、パーゼル委は、「銀行による金融商品への公正価値オプションの利用に関する監督上のガイダンス」¹³と、「貸出金の健全な信用リスク評価」¹⁴という2つのペーパーを、2006年6月に公表している。

公正価値オプション（FV0）に関するペーパーは、前述のとおりIASBが金融商品の会計基準にFV0を導入したことに伴い、銀行がFV0を利用していく上での銀行監督上のガイダンスを示したものである。FV0は、銀行のリスク管理実務（特にヘッジ取引やALM¹⁵）が金融商品の経済価値を基礎として行われている場合に、そうした実情を会計上反映するための手段として利用することができる。つまり、取得原価と公正価値による会計処理が混在する現行制度のもとで問題になるリスク管理と会計上の姿のズレを、FV0の利用によって回避することが容易になる（【BOX】を参照）。一方で、公正価値に基づく財務情報の信頼性を確保するためには、銀行が適切なシステムや手続きに基づいてFV0の対象となった金融商品の公正価値を算出することが求められる。このため、ペーパーでは、銀行に期待される健全なリスク管理や、監督当局がそれを評価する際の指針などを提示している。特に、市場における流動性が低く、公正価値の算出が困難な商品に対しては、より厳格な手続きの適用を促している。

一方、貸出金の評価に関するペーパーでは、世界各国の多くの事例において信用リスク評価が適切に行われなかったことが銀行破綻の主因であったという経験を踏まえて、貸出金の信用リ

スク評価や貸倒引当金の計上に関する健全な方針と実務に関するガイダンスを提供している。例えば、貸出金を個別に評価した際には引当金の計上（減損の認識）に至らない場合でも、グループ（集合）として将来の見積もりキャッシュ・フローが減少していれば、（どの貸出金が減損しているかは特定できなくても）グループとして一定の引当金を計上すべきというIAS39の考え方¹⁶（集合的な減損評価）を健全な実務のひとつとして紹介している。こうした手法は、ポートフォリオ単位で経済価値を把握する銀行のリスク管理上の実務と整合性の高いものと言えよう。

このほか、ペーパーでは、債務者のリスク特性（業種、規模など）に応じた貸出金の適切な分類といった信用リスク管理の基本的な要素は、会計上の引当金額を決定したり、規制上対応すべきリスク量を計算するうえでも共通の土台として用いられるべきであり、リスク管理、会計および規制上の数値が整合的になることでそれぞれの信頼性が高まると指摘している。

会計に関する2本のペーパーは、会計基準に関してパーゼル委として独自の解釈を示したり、新たな要件を追加するものではない。むしろ、FV0の利用や引当金の計上が銀行の実態を反映するためには、これらが適切にリスク管理に裏付けられている必要がある点を改めて確認することに主眼が置かれている。

おわりに

ガバナンスはいわば企業経営のあり方自体を問う問題であり、会計に関する議論も銀行経営に影響を及ぼし得る論点である。ガバナンスについては、法的な枠組み、グループ内での銀行の位置付け（例えばコングロマリット化の進展）など環境の変化に対応して、より健全な実務を確立していく必要がある。また、会計基準が銀行の実態を適切に反映するためには、市場の発達度合い、銀行のリスク管理手法や業務内容の変化を踏まえた議論が必要であろう。

パーゼル委では、ガバナンス、会計をはじめ金融システムに多大な影響を与える分野において、関係者との協議を踏まえて論点の整理を行うとともに、必要に応じて参考となる指針を示すことで、銀行および監督当局が対応を考える際のひとつの道しるべを提供することを目指している。

【BOX】金融商品の会計基準を巡る視点

これまでの議論の流れ

IASBは、その前身であるIASC¹⁷の時代まで遡って80年代の終わりから、すべての金融商品（資産、負債ともに）に対する公正価値会計の導入について検討を続けている。

公正価値は、取得原価との対比において、直近までに入手可能なすべての情報を織り込んでいるため、投資家が意思決定を行ううえでより有用な情報を提供できるというメリットが主張されることが多い。また、業種、業態によっては、公正価値会計の方が金融商品に関する内部的な管理や意思決定と馴染みやすいとの声が財務諸表の作成者の側からも聞かれる。

一方で、金融商品に対する全面的な公正価値会計の導入に対しては、情報としての公正価値の有用性自体は認めつつも、取引の活発な市場がない場合には公正価値の算出が難しいのではないが、あるいは、公正価値会計の適用によって必ずしも経営実態を反映しない企業収益が表示されるのではないかと、といった懸念も示されてきた。つまり、公正価値情報の「開示」は有意義であるが、貸借対照表および損益計算書に対して全面的に導入するには解決すべき課題が依然として残されているとの主張である。

IAS39では、現実的な妥協として、トレーディング取引やデリバティブ商品には公正価値会計、満期まで保有する商品には取得原価会計のように、保有目的や商品の種類によって取得原価と公正価値が併用されている。

ところが、複数の評価基準を併用する場合、2つの商品が経済的にはヘッジ関係にあっても、適用される評価基準が異なるために両者の損益が相殺されずヘッジの効果が会計上表れないことがある。こうした問題を解決するため、一定のヘッジ関係の存在を前提に、例外的に両者の評価基準をそろえる「ヘッジ会計」¹⁸と呼ばれる規定がIAS39には設けられているが、適用のための条件（ヘッジの有効性の証明など）を巡って、複雑さ、実務面での使い勝手の悪さを指摘する声が欧州の銀行を中心に寄せられていた。IASBがFV0を新たに導入した背景には、こうした声に応じて（事前に指定するだけで評価基準を公正価値にそろえることができるという意味で）ヘッジ会計の代替的な手法を提供するという側面があった。なお、米国においても、FASBがFV0の導入を提案している。

金融商品について、公正価値会計の適用範囲

を任意に決定することができるFV0という制度が導入されたことは、全面的な公正価値会計が視野に入ってきたことを意味しているとも言える。金融商品の会計基準の今後の方向性を考えるにあたって、欧州をはじめとする国や地域で（また、将来的には米国でも）FV0がどのように利用され、また、投資家や市場からどのように評価されていくかが注目される。

いくつかの論点

銀行の経営実態と会計上の姿にズレが生じる場合には、適切な市場規律の妨げとなるだけでなく、合理的なリスク管理が阻害されたり、経済合理的でない行動へのインセンティブ（誘引）が働くことで、金融仲介機能の低下にもつながりかねない。例えば、経済価値の劣化に十分対応していない引当しか行われていない場合、第三者への売却などの最終処理に伴って実現する会計上の損失額が（過小引当になっている分だけ）膨らむために、本来選択されるべき処理が見送られて不良債権処理のタイミングや意思決定に遅れや歪みが生じる可能性がある¹⁹。

リスク管理を含めた銀行の業務や意思決定が、保有する金融資産、負債の経済価値を基礎として行われている場合、業務の実態と会計の整合性（ズレの少なさ）という観点からは公正価値会計が支持されよう。ただし、その場合でも、公正価値の定義について金融や会計の実務関係者の間で予め共通の理解を得ておくことは重要である。例えば、当座預金のように期間の定めのない預金の公正価値を、銀行がどのように計算するかという問題（当座預金の滞留期間について、過去のデータに基づいて一定の期間を仮定するのか、要求払いであることを重視してゼロとするのかなど）は、公正価値会計を前提とした場合でも、リスク管理実務と会計の整合性という面で重要な論点となる。

このほか、金融商品に活発な市場が存在しない場合には、特定の評価モデルによって算出された値の信頼性をいかに確保するかが論点となる。この点については、評価モデル自体の精度、監査法人などによる外部監査の実務的な検証可能性の水準など、理論、実務の両面を幅広く考慮する必要がある。一方で、クレジット・デリバティブ市場や貸出のセカンダリー市場の発達などを背景に、客観的な価格を入手することが可能な領域自体が拡大傾向にあるなど、議論の前提となる市場環境の変化にも注意が必要であろう。

日本では、会社法の施行、近年の大型再編を経た組織の拡大に伴い、銀行をはじめ多くの企業が、内部統制のデザインや、行動指針などを含む企業としての新しい価値基準の確立という課題に直面しており、有効なガバナンスの構築に向けた重要な局面にあるといえる。また、グローバルな会計基準のコンバージェンスの流れの中で、金融商品をはじめとして今後活発な議論が予想される会計基準の主要論点について、日本も引き続き積極的に関与し、対応していくことが期待される。

日本銀行としても、バーゼル委などにおける国際的な議論に貢献するとともに、こうした議論の結果や背後にある考え方を紹介していくことを通じて、わが国における取り組みを引き続き支援していく必要がある。

¹ International Accounting Standards Board

² IASB が作成する会計基準は IFRS (International Financial Reporting Standards) と呼ばれるが、この名称は前身の IASC 時代 (脚注 17 参照) に作成された会計基準である IAS (International Accounting Standards) を含めた両者の総称としても用いられる。

³ Financial Accounting Standards Board

⁴ 2005 年 4 月に、SEC (米国証券取引委員会) は、IFRS に基づいて作成された財務諸表を差異調整なしで米国市場で受け入れるためのステップを示した「ロードマップ」を提示している。これを受けて、2006 年 2 月に、IASB と FASB はコンバージェンスを強化するための具体的なプロジェクトを設定した覚書を公表している。このように、コンバージェンスの当面の目標としては、基準の完全な統一というよりも、市場間で相互の会計基準が承認され得る程度まで差異を縮小することに重点が置かれている。

⁵ 本稿では、貸借対照表において公正価値で評価し、生じた評価損益をその期の利益 (または損失) として認識するという枠組みを公正価値会計と呼ぶ (日本でいう時価会計)。

⁶ Fair Value Option。トレーディング目的でない金融商品 (資産、負債) であっても、取得時に指定すれば公正価値会計の対象とすることができるもの。

⁷ 例えば、IASB Update, October 2005 など。

⁸ バーゼル委は、公開草案へのコメントのほか、諮問会議 (SAC) や各種ワーキング・グループへのメンバー派遣などを通じて、会計基準の設定プロセスにおいて IASB の活動に積極的に協力、関与している。

⁹ バーゼル は、国際的に活動する銀行に 8% 以上を求めている現行 BIS 規制の「最低自己資本比率」に相当する枠組み (第 1 の柱) 第 1 の柱で捉えきれないリスクも踏まえて、まず銀行自身が適切な自己資本水準を設定し、監督当局がそれを検証する枠組み (第 2 の柱) 情報開示の充実を通じて市場規律を一層活用する枠組み (第 3 の柱) という 3 本の柱が相互補完的に機能するようにデザインされている。

¹⁰ ただし、営業権 (のれん) 相当額を控除する一方、一定の要件を満たす負債が含まれるなど、会計上の資本を基礎としつつ、銀行監督上の観点から一定の調整が行われている点には注意が必要である。

¹¹ 原題は「Enhancing Corporate Governance for Banking Organisations」(仮訳は日本銀行および金融庁の HP に掲載)。パーゼル委は、OECD が企業のガバナンスに関する一般的な原則を 1999 年に公表したのを受けて、銀行に焦点を当てた指針を同年に公表しており、今回公表されたものはその改訂版にあたる。

¹² 独立性に求められる具体的な条件 (雇用関係の有無など) を規定するのではなく、「経営陣あるいは不適切な外部の利害から不当な影響を受けず、全ての関連情報や意見を公正に考慮したうえで、健全な判断を下す能力」を独立性の主要な要素として提示している。

¹³ 原題は「Supervisory Guidance on the Use of the Fair Value Option for Financial Instruments by Banks」

¹⁴ 原題は「Sound Credit Risk Assessment and Valuation for Loans」(仮訳は日本銀行および金融庁の HP に掲載)

¹⁵ Asset Liability Management (資産と負債の統合的な管理)

¹⁶ 例えば、債務者グループの債務不履行と相関があるような経済的な状況 (特定の地域の失業率の増加など) が発生した場合に、個別の債務者単位では債務不履行がまだ観察されなくても、グループ単位の見積もりキャッシュ・フローが減少していれば引当金が計上される。

¹⁷ IASC (国際会計基準委員会: International Accounting Standards Committee) は 2001 年に IASB に組織変更している。

¹⁸ 例えば、有価証券 (A) の価値変動をヘッジするためにデリバティブ (B) を保有している場合、A が取得原価、B が公正価値で評価されると、仮に経済的には両者の損益が相殺されていても B の損益だけが会計上認識されてしまう (会計上のミスマッチ)。ここで、一定のヘッジ関係を要件に、原則から離れて、A、B の評価基準を (例えば公正価値に) そろえることなどで問題を解決する方法が一般にヘッジ会計と呼ばれる。

¹⁹ 「不良債権問題の基本的な考え方」(日本銀行、2002 年 10 月)、「貸出の経済価値の把握とその意義」(日本銀行、2003 年 4 月) 参照。

日銀レビュー・シリーズは、最近の金融経済の話題を、金融経済に関心を有する幅広い読者層を対象として、平易かつ簡潔に解説するために、日本銀行が編集・発行しているものです。ただし、レポートで示された意見は執筆者に属し、必ずしも日本銀行の見解を示すものではありません。内容に関するご質問および送付先の変更等に関しましては、日本銀行金融機構局 中田勝紀 (E-mail: yoshinori.nakata@boj.or.jp) までお知らせ下さい。なお、日銀レビュー・シリーズおよび日本銀行ワーキングペーパーシリーズは、<http://www.boj.or.jp> で入手できます。